

2021年4月26日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「令和2年7月14日付『官報（号外第147号）』掲載の公告『令和元年度日本放送協会 貸借対照表及び損益計算書』について、①NHKが公告掲載を依頼した『官報公・広告取次所』の名称（商号等）が分かる資料 ②全国に約60ある『官報公・広告取次所』のうち上記①の『官報公・広告取次所』を選定した経緯が分かる資料」に係る文書開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、官報に公告する決算書類の種類や申し込みの時期、発注先とその連絡先などが記載された2020年6月4日作成の「令和元年度決算類の官報公告について」を該当する文書として特定のうえ開示した。

ただし、その記載内容のうち「発注・連絡先」の担当は、個人に関する情報であって、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項3号に該当し、またNHK以外の法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の事業の遂行を害するおそれがあるため、規程第8条1項4号に該当し、開示することができないとした。さらに、経理規程実施細則の内容は、NHKの経理事務の個別具体的な実施方法という詳細なノウハウが記載されており、開示することにより、NHKの経理事務に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当し、開示することができないとしたほか、本事案のNHKの担当は、担当部署の直通番号でNHKの事務に関する情報であって、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、規程第8条1項1号に該当し、また個人に関する情報であって、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、規程第8条1項3号に該当するため、開示することができないとした。

これに対して視聴者より、「発注先を選定した経緯に関する文書」について再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

官報公告の掲載料金は全国一律であるため、NHKとしては最寄りの販売所を利用しており、視聴者の求めにあるような「入札や公募など、何らかの手続きをもって、発注先の選定」は行っていない。

このため、再検討の求めの「②全国に約60ある『官報公・広告取次所』のうち、上記①の『官報公・広告取次所』を選定した経緯が分かる資料」に係る文書は、一部開示した文書以外は存在せず、開示することができない。

3 審議委員会の判断

当審議委員会で関係部局から説明を聴取したところ、再検討の求めの文書はすでに一部開示した文書以外は存在しないと認められ、NHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2021年 4月26日（第301回審議委員会）

第833号

諮問、審議、答申